

## 岡山県北部ACP・緩和医療研究会会則

### 総 則

第一条(名称) 本研究会は岡山県北部ACP・緩和医療研究会と称する。

第二条(目的) 本研究会はACP・緩和医療の研究を通じて、患者の意思決定支援等を行い、岡山県北部の人生最終段階の医療・介護、緩和医療の充実と質の向上を図る。また、会員機関ならびに会員相互の連携を目的とする。

第三条(構成) 本研究会は人生最終段階の医療・介護、緩和医療の充実と質の向上を希求する医療、介護施設を中心に関連する者で組織される。

第四条(役員) 本研究会において以下の役員を置く。

代表世話人 一名

幹事 若干名

必要時 部会部長あるいは委員会委員長を置く

第五条(事務局) 本研究会の事務を処理するため事務局を設置する。

事務局を一般財団法人津山慈風会 津山中央病院に置く。

第六条(開催) 本研究会は第二条の目的を達成するために原則として年三回、講演会等を開催する。また、必要に応じ臨時会、部会あるいは委員会を開催する。

第七条(会議録) 本研究会の討議、決定事項等は議事録に記録し、幹事が報告および保管する。また、医療、介護従事者ならびに住民に広く周知が必要な事項等はホームページで公開する。

### 付 則

本会則は幹事会により変更される。

この会則は平成16年1月16日より施行する。

令和5年4月14日改定